

加古川市立学校の教職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月
加古川市教育委員会

目次

1. 計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3. 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・ 3
5. 関連する取組、今後のフォローアップ・・・・・・・・・・ 7

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

学校における教育課題は複雑化・多様化しており、課題解決に向け、教職員の業務量は増大化・困難化している。

現状、1箇月の時間外在校等時間が80時間を超える教職員がおり、教職員の健康増進やワーク・ライフ・バランスの取れた働き方を実現していくことが喫緊の課題となっている。

また、今後も一人一人の児童生徒に寄り添い丁寧にかかわる時間を確保するとともに、業務量の削減や業務の効率化を図り、教職員が心身ともに健康で能力を発揮できる環境を整備し、質の高い教育を実現する必要がある。

このような状況を踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき、本計画を定める。

(2) 本市の現状

本市では、令和2年4月、市内全ての教職員の在校時間の上限に関する方針として、「加古川市立学校教育職員の業務の量の適切な管理に関する規則」を定め、教職員の在校等時間の管理と超過勤務時間の縮減に取り組んできた。

また、令和6年度の中教審答申や国の通知を受け、県教育委員会と連携・協働のうえ、全県共通目標及び全県共通取組を設定した。さらに、令和7年5月、保護者や地域に向けて、働き方改革の趣旨や取組への理解・協力を得るための県・市町共同メッセージを発出し、全県一丸となって取組を推進している。

こうした取組の結果、本市教職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

1箇月時間外在校等時間	教職員数※1	割合※2
45時間超	731人	57.2%
うち80時間超	241人	18.8%

※1 令和6年度において1月でも月80時間又は45時間を超えたことがある教職員の実人数

※2 教職員1,279人に占める割合

一人あたり年間平均 時間外在校等時間	教職員数	
	年間360時間超 (月平均30時間以上)	年間720時間超 (月平均60時間以上)
420時間10分 (月平均35時間)	653人 (割合51.1%)	166人 (割合13.0%)

令和 6 年度の本市教職員の時間外在校等時間の状況のうち、月 45 時間を超える教職員の割合は 57.2%、そのうち月 80 時間を超える教職員の割合が 18.8%となっている。特に教頭の時間外在校等時間が長時間化している。このような現状を踏まえ、業務量の削減、業務の負担軽減と効率化、健康の保持増進を図り、働きがいのある学校づくりと教育の質の向上のために、時間的余裕を創出することが必要である。

2. 計画の期間

令和 8 年度から令和 11 年度までの 4 年間とする。

政府の目標「令和 11 年度までに 1 箇月時間外在校等時間を平均 30 時間程度に削減」を踏まえ、年度ごとに進捗評価を行う。

3. 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

教職員が“児童生徒と向き合う時間”や“授業の質を高める時間”を十分に確保できるよう、1 箇月の時間外在校等時間が 80 時間超の教職員数をゼロにすることを最優先で目指しつつ、全ての教職員の時間外在校等時間が月 45 時間以内となること、さらに、国の目標である、時間外在校等時間の月平均 30 時間程度、1 年間の時間外在校等時間 360 時間以下にすることを計画期間中の目標とする。

目標	令和 6 年度	令和 11 年度
1 箇月時間外在校等時間が 80 時間以下の割合	81.2%	100%
1 箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の割合	42.8%	
1 年間における 1 箇月時間外在校等時間の平均時間が 30 時間程度	35 時間	30 時間
1 年間時間外在校等時間が 360 時間以下	48.9%	100%

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

目標	令和 6 年度	令和 11 年度
年次休暇を計画的に年間 10 日以上取得する教職員の割合	(未実施) 参考 R7 64%	100%
ストレスチェックにおける健康リスク値(総合) 120 以上の所属数(全国平均 100)	0	0

※健康リスク値(総合) 100 が全国平均であり、リスク値 120 はストレス関連の疾患、休業、医師受診率が 1.2 倍になることを示している。このことは要注意であり、職場環境改善が必要とされている。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 業務量の削減・業務の効率化

「学校業務改善に関するガイドライン（令和6年3月策定）」の6つの取組の方向に基づく取組（全県共通取組）

① 教職員の意識改革

ア ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・年次休暇取得にかかる目標の達成に向け、市内統一の学校閉庁日を設定する。
- ・管理職研修において、働きがいのある学校づくりに関する研修を実施する。

イ 「定時退勤日」「ノー会議デー」「ノー部活デー」の実施

- ・定時退勤日：全教職員が定時に退勤する日を週1日以上実施する。
- ・ノー会議デー：会議を設定しない日を週1日以上実施する。
- ・ノー部活デー：部活動の休業日を設定する日を週2日以上（平日及び土日等の週休日にそれぞれ1日以上設定）実施する。

※部活動の地域展開後においても、教職員の心身の健康の確保の観点から、地域クラブ活動に従事する教職員について、従事時間を把握するとともに、「かこ☆くら」活動ガイドラインを遵守する。

ウ 「業務改善プロジェクトチーム」の設置

- ・業務改善の取組について協議する「業務改善プロジェクトチーム」を全学校に設置し、会議を開催する。

② 業務の整理とマネジメント

ア 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 部活動の「ガイドライン」に基づく、休養日・活動時間の遵守

- ・「ノー部活デー」の実施【再掲】
- ・1日の活動時間は、平日2時間程度、土日等の休業日は3時間程度とする。

※部活動の地域展開後においても、教職員の心身の健康の確保の観点から、地域クラブ活動に従事する教職員について、従事時間を把握するとともに、「かこ☆くら」活動ガイドラインを遵守する。

③ ICT活用による業務の効率化

ア 職員会議等、各種会議資料のペーパーレス化

イ 担当者研修会の実施

- ・市教育委員会による担当者向けの情報教育研修を実施する。

- ウ アンケート・配布物のデジタル化等、ICTの積極的な活用
 - ・アンケートについては、フォーム等を活用して調査と回収を実施する。
 - ・デジタル連絡ツールを活用し、各種案内を配信する。
 - ・中学校・義務教育学校に導入した採点支援システムを活用し、採点業務の効率化を図る。
 - ・ICT機器の更新を含む、快適なICT環境を整備する。

- ④ 「チーム学校」としての業務改善
 - ア 「業務改善プロジェクトチーム」による業務改善の推進（再掲）
 - イ 外部人材の積極的な活用
 - ・スクール・サポート・スタッフ、部活動外部技術指導者、スクールカウンセラー、学校支援ボランティア、スクールロイヤー等の人材を積極的に活用する。

- ⑤ 制度・仕組みの見直し
 - ア 学習指導要領の目指す資質・能力の育成と学校における働き方改革を両立した適切な教育課程の編成・実施
 - ・市教育委員会において各学校の教育課程を点検し、時間割編成等の工夫を図るよう学校に指導・助言する。
 - イ 学校行事・校時表・校内会議の前例踏襲や慣習の見直し
 - ・好事例集（GPH200）の取組を推進する。
 - ウ 市教育委員会による各種調査・照会業務、行事・会議等の精選・見直し
 - ・照会・回答様式や提出方法の工夫や頻度の見直しを図る。

- ⑥ 執務環境の整備
 - ア 5S活動「整理・整頓・清掃・清潔・躰（習慣づけ）」の推進
 - ・学校全体として、パソコン内の共有フォルダの整理や教材・備品等の整理・整頓など、5S活動を推進する。
 - ・市教育委員会として、ICT機器の更新を含む快適なICT環境を整備する。
 - イ ハラスメントのない職場環境づくり
 - ・市教育委員会ハラスメント防止指針を周知・徹底する。
 - ・管理職・一般職員研修を充実させる。
 - ・校内及び市教育委員会（学校教育課教職員係）の相談窓口を広く周知する。

(2)「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた取組

① 学校以外が担うべき業務

- ア 登下校時の通学路における日常的な見守り活動
 - ・ 地域の実情を踏まえ、児童生徒の登下校の時間帯の見直しを図る。
 - ・ 交通安全指導員や学校支援ボランティアとともに、保護者と地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- イ 休日や夜間などにおける校外の見回り
 - ・ 休日や夜間等における問題行動等の見回りについては、警察等の関係機関に委ねる。
- ウ 児童生徒が補導されたときの対応
 - ・ 休日や夜間等の児童生徒が補導されたときは、警察等の関係機関に対応を委ねる。
 - ・ 補導された児童生徒については、保護者が第一義的な責任を負うことについての認識を学校、家庭で共有する。
- エ 学校徴収金の徴収・管理
 - ・ 他の自治体の動向等について情報収集し、課題等の解決に向け研究を引き続き進め、学校と市教育委員会で協議や調整を図る。
- オ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
 - ・ スクールロイヤーを活用し、対応が困難な事案について学校が相談できる体制の充実を図る。
 - ・ 市教育委員会や関係機関等が学校と連携し、当該苦情等に対応できる体制の充実を図る。

② 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ア 調査・統計等への回答
 - ・ ICTを積極的に活用することにより、市教育委員会から学校に発出される調査に係る事務負担を軽減する。
- イ 学校プール施設・設備の管理
 - ・ 小学校・義務教育学校における水泳授業の民間委託を拡大し、教職員の負担軽減を図るとともに、プール施設管理の簡略化を推進する。
- ウ 校舎の開錠・施錠
 - ・ 職員室や玄関等の開錠・施錠は、管理職に限定せず、学校の実情や教職員の働き方、スクール・サポート・スタッフの業務内容や勤務時間に合った対応とする。
- エ 児童生徒の休み時間における安全への配慮
 - ・ 地域や保護者から協力が得られるよう学校運営協議会等を通じて、学校支援

ボランティアの募集を行い、休み時間の見守り等の協力を依頼する。また、スクール・サポート・スタッフ等による見守りを実施する。

オ 校内清掃

・校内清掃の実施回数や範囲の合理化を進め、教職員の負担軽減を進める。また、スクール・サポート・スタッフや用務員等による校内清掃を行う

カ 部活動

・令和9年8月より、平日・休日の全ての部活動の地域展開を実現する。また、一部種目については、令和8年8月より先行実施を行う。

③ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

ア 給食の時間における対応

・学級担任のみならず、複数の教職員などによる組織的な体制を構築するとともに、特定の教職員の負担にならないよう校内体制づくりを進める。

イ 授業準備、学習評価や成績処理

・スクール・サポート・スタッフ等による授業準備や事務補助を行う。
・総合型校務支援システムや採点支援システム等を活用することにより、成績処理や採点作業等に係る事務負担を軽減する。

ウ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

・メンタルサポーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールアシスタント、補助指導員等の人材を積極的に活用する。
・医療的ケアが必要な児童生徒について、介助員・看護師等の人材を活用する。
・日本語指導が必要な外国人児童生徒等やその保護者へ母国語支援員や通訳者による支援が実施できるよう、県教育委員会や関係機関と連携し、サポート員を配置する。また、自動翻訳機を活用しサポートを実施する。

(3) 学校における措置の推進

教育課程の見直し、学校行事の精選・重点化

- ・標準授業時数を大幅に上回って（年間1,086単位時間以上）いる教育課程を編成している学校は、自ら見直すことを前提に点検を行い、指導体制や教育課程の編成の工夫・改善等により、指導体制に見合った計画とする。なお、年間の授業日数は200日程度（40週）が一般的であり、標準授業時数（年間1,015単位時間）を確保するために、必ずしも週当たり29単位時間の授業を実施する必要はない。
- ・学校行事の教育的価値を検討し、教育上真に必要とされるものに精選することや、より充実した学校行事にするため行事間の関連や統合を図ることなど、学校行事の精選・重点化を図る。

(4) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定の遵守

- ・1箇月時間外在校等時間が100時間を超えた、または2～6月平均80時間を超えた教職員に医師による面接指導を実施する。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ストレスチェックの実施率100%を目標とし、実施後の集団分析の結果等を学校へフィードバックし、職場環境の改善を推進する。
- ・心身の健康問題についての相談窓口（学校教育課教職員係）を設置する。
- ・まとまった日数での年次休暇の取得を促進する。
- ・学校における定時退勤日を週1日以上設定するよう推進し、夏季休業期間中に3日間の閉庁日の設定を行う。

5. 関連する取組、今後のフォローアップ

- ・本計画の取組状況及び成果の評価・検証を実施するため、働きがいのある職場づくり推進会議（加古川市統括安全衛生委員会を兼ねる）で協議する。
- ・取組の着実な実行を図るため、各学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、教育委員会及び総合教育会議において報告するとともに、市ホームページに公開する。
- ・市教育委員会は、本計画を保護者や地域の方々に理解いただけるよう、広報活動に取り組む。
- ・学校での児童生徒の支援にあたる医療・福祉に関する人材の確保にあたり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、各学校に配布している記録簿等で把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・市教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、個別の支援・指導を実施する。
- ・市教育委員会は、各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

- ・ 保護者や地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者及び地域の各自治会等に対して、本市における「学校と教師の業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。